福島市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

福島市長　木　幡　　浩

福島市規則第 29 号

# 福島市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第２項に規定する認可及び同条第７項に規定する承認について、法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事前協議）

第２条　次条の申請を行おうとする者は、事前に市長と協議しなければならない。

（認可の申請）

第３条　法第34条の15第２項の規定により、乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者は、乳児等通園支援事業認可申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、市長が認める場合は、添付する書類の一部を省略することができる。

⑴　建物、設備等の規模及び構造に関する図面
⑵　事業の運営についての重要事項に関する規程
⑶　経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
⑷　収支予算書
⑸　乳児等通園支援事業を行う者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
⑹　法人格を有することを証する書類（法人の事業者に限る。）
⑺　定款、寄附行為その他の規約（法人の事業者に限る。）
⑻　その他市長が必要と認める書類

（認可等の通知）

第４条　市長は、前条第１項の申請に対し、当該内容を審査し、認可する場合は乳児等通園支援事業認可通知書（様式第２号）を、認可しない場合は乳児等通園支援事業の認可をしない旨の通知書（様式第３号）を交付するものとする。

（認可内容の変更）

第５条　令第36条の36第３項及び第４項に規定する届出は、乳児等通園支援事業認可事項変更届（様式第４号）によるものとする。

（廃止又は休止の申請）

第６条　法第34条の15第７項の規定により、乳児等通園支援事業の認可を受けた者が事業を廃止又は休止しようとするときは、乳児等通園支援事業廃止（休止）申請書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請があった場合において、地域の乳児等通園支援の実状を勘案し、承認する場合は乳

児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書（様式第６号）を、承認しない場合は乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書（様式第７号）を交付するものとする。

（雑則）

第７条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

福　島　市　長

（申請者）

所　在　地

氏　　名

（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

## 乳児等通園支援事業認可申請書

下記のとおり乳児等通園支援事業を設置運営したいので、児童福祉法第３４条の１５第２項の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたって、児童福祉法第３４条の１５第３項第４号のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

１．事業の種類

□　一般型乳児等通園支援事業　　□　余裕活用型乳児等通園支援事業

２．乳児等通園支援事業の事業所の名称

３．乳児等通園支援事業の事業所の所在地

４．事業開始予定年月日

５．定員

※添付書類

（１）建物その他設備の規模及び構造並びにその図面

（２）事業の運営についての重要事項に関する規程

（３）経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴　（４）収支予算書

（５）乳児等通園支援事業を行う者の履歴及び資産状況を明らかにする書類

（６）法人格を有することを証する書類（法人の事業者のみ）

（７）定款、寄附行為その他の規約　（８）その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第４条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

福島市長　　印

# 乳児等通園支援事業認可通知書

年　　月　　日付けで申請のあった乳児等通園支援事業について、児童福祉法第３４条の１５第２項の規定により認可しましたので通知します。

記

１．事業の種類

２．乳児等通園支援事業の事業所の名称

３．乳児等通園支援事業の事業所の所在地

４．定員

様式第３号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

福島市長　　印

乳児等通園支援事業の認可をしない旨の通知書

年　　月　　日付けで申請のあった乳児等通園支援事業については、下記により認可しないこととしましたので通知します。

記

１.申請内容

（１）事業の種類

（２）事業所の名称

２．認可しないこととした理由

教　示

１　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、福島市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、福島市を被告として（訴訟において福島市を代表する者は福島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第４号（第５条関係）

年　　月　　日

福　島　市　長

（申請者）

所　在　地

氏　　名

（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

## 乳児等通園支援事業認可事項変更届

児童福祉法第３４条の１５第２項の規定により平成　　年　　月　　日付で認可を受けた下記乳児等通園支援事業の認可事項について変更しますので、関係書類を添えて届け出ます。

記

１．事業の種類

□　一般型乳児等通園支援事業　　□　余裕活用型乳児等通園支援事業

２．乳児等通園支援事業の事業所の名称

３．乳児等通園支援事業の事業所の所在地

４．変更の理由

５．変更の内容

変更前

変更後

様式第５号（第６条関係）

年　　月　　日

福　島　市　長

（申請者）

所　在　地

氏　　名

（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

## 乳児等通園支援事業廃止（休止）申請書

下記事業を休止（廃止）したので、児童福祉法第３４条の１５第７項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１．事業の種類

□　一般型乳児等通園支援事業　　□　余裕活用型乳児等通園支援事業

２．乳児等通園支援事業の事業所の名称

３．乳児等通園支援事業の事業所の所在地

４．廃止（休止）の理由

５．　廃止日又は休止予定期間

廃止日　　年　　月　　日

（休止予定期間　　年　　月　　日　　から　　年　　月　　日まで）

６．乳児等通園支援を受けている児童に対する措置

７．財産の処分方法（廃止の場合のみ記入）

様式第６号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

福島市長　　印

# 乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の廃止（休止）について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

１．事業の種類

２．乳児等通園支援事業の事業所の名称

３．乳児等通園支援事業の事業所の所在地

４．廃止日又は休止予定期間

廃止日　　年　　月　　日

休止予定期間（　　年　　月　　日　　から　　年　　月　　日まで）

様式第７号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

福島市長　　印

乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の廃止（休止）について、下記のとおり不承認としましたので通知します。

記

１．事業の種類

２．乳児等通園支援事業の事業所の名称

３．乳児等通園支援事業の事業所の所在地

４．不承認とした理由

教　示

１　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、福島市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、福島市を被告として（訴訟において福島市を代表する者は福島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。